

# 交野ブランド認定申請の手引き

## 1 交野ブランドとは

交野の自然環境や歴史文化等の地域資源を生かし、交野産にこだわった魅力ある商品を“交野ブランド「カタノのチカラ」”として認定し、一体的に発信することで、地域産業の振興とまちの魅力の向上を図ります。

また、交野ブランドは地域ブランドであり、交野というまちの良さを守り、育てることを目的としています。交野市産業振興基本計画推進会議及び交野市産業振興対策審議会の意見をふまえて、市として認定を行いますが、申請されます折には、交野に関わる方みんなでブランドを作り上げるため、ご協力をお願いいたします。

大阪・交野ブランド



豊かな山々ときれいな水に恵まれた七夕伝説の地  
ここは、織姫のふるさと・交野市（かたのし）  
自然と歴史と人とが出逢い交わるこの土地で  
地元を愛する一途な作り手たちが織りなす  
思いやりとこだわりがたっぷり詰まったものたち  
それが、交野ブランド「カタノのチカラ」です

## 2 募集期間

随時募集

※ただし、認定は原則年2回となります。

### 3 認定対象

食品（加工食品、菓子、酒類、飲料、調理加工品）

※農産物は今回対象となりません。

### 4 認定のプロセス

認定は、原則各年度に2回行います。事業者等から申請を受け付け、交野市産業振興基本計画推進会議による調査・検証、交野市産業振興対策審議会による審査を経て、市長が認定を行います。

認定した場合は、申請者に対して、認定書を交付します。認定されなかった場合は、申請者に対してその旨をお知らせします。

### 5 認定の有効期間

認定を受けた日から3年間

### 6 審査方法

認定基準に照らして書類審査を行います。必要に応じて、商品に関する質問を行い、現品の提供をいただきます。

また、製造現場等への現地調査を行う場合もあります。

### 7 認定基準

【必須】の項目は、基準を満たさない場合、申請をすることができません。

#### (1) 地域性

##### ア 事業場所【必須】

本店または事業拠点が市内にあり、かつ、市内で製造、加工または販売されるもの。ただし、市内で製造、加工及び販売のいずれもできない場合でも、理由を説明して承認を受けたものは対象とします。

##### イ 交野らしさ【必須】

交野ならではの資源（自然・歴史・風土・文化・人物等）に根ざしたもの。

##### ウ 交野産の素材活用【必須】

市内で生産された素材にこだわって使用し、そのことにより商品と交野の魅力が向上しているもの。

## (2) 独自性

ア 商品特性（品質・形状・機能・味覚・ネーミング・デザインなど）や、生産・製造・加工方法・技術において、類似品の商品と比較して優位性または差異性があるもの。

【必須】

イ 本市の伝統品又は商品として、既に認知されており、長年にわたり生産、製造、加工、販売されている実績のあるもの。

## (3) 信頼性

ア 安全・安心【必須】

関係する法令・基準を遵守し、安全と安心に配慮して生産・製造・加工または販売されたもの。

イ 環境配慮

生産・製造・加工・販売活動において、環境への負荷をできるだけ小さくなるように努めているもの。

ウ 社会貢献

関連産業への波及効果や地域雇用の促進につながる見込みがあるもの。

## 8 認定のメリット

- ・認定品には、認定マークを使用することができます。  
（希望者には認定マークのシールを初回のみ提供します。数量限定。）
- ・市の広報紙・ホームページ等に認定品を紹介します。
- ・マスコミ等への積極的な情報提供を行います。
- ・市や関係団体主催のイベントにて、交野ブランド認定品のPRの場を作ります。

## 9 認定にかかる手数料

無料

## 10 申請方法

交野市みんなの活力課へ申請書類を請求していただくか、交野市ホームページからダウンロードしてください。

所定の様式に必要な事項を記載のうえ、関係書類を添えて、交野市みんなの活力課へ郵送又はご持参ください。

(1) 申請受付窓口

〒576-8501 交野市私部1-1-1

交野市地域社会部みんなの活力課

(土日祝日を除く 9:00~17:30)

(2) 申請書類

- ①交野ブランド「カタノのチカラ」認定申請書(様式第1号)
- ②交野ブランド認定申請調書(様式第1号別添)
- ③参考資料(申請商品等のパンフレットや写真、その他の必要と認めるもの)

(3) 注意事項

- ①申請書に記載されている内容に基づき審査を行いますので、交野ブランド認定申請調書は、詳しく記入してください。
- ②申請書類は返却しません。
- ③申請書類の内容については、当該審査及びブランド認定品のPR以外に使用することはありません。

1.1 認定後の注意事項

- 毎年1回実績報告の提出をお願いします。
- 認定商品の内容等に変更があった場合は、変更届が必要です。(軽微な変更は除く)
- 以下の場合、交野ブランドの認定を取り消すことがあります。取り消された場合、原則として1年は新たな申請ができませんが、事例に応じて、ご相談ください。
  - (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき
  - (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき
  - (3) この要綱の規定を遵守しなかったとき
  - (4) 認定品の生産若しくは製造を廃止し、又は1年以上中止したとき
  - (5) その他、ブランドの認定を継続しておくことが適当でないと認めるとき
- 辞退届の提出によりブランド認定を取り消すことができます。

1.2 問い合わせ先

交野市地域社会部みんなの活力課

〒576-8501 交野市私部1-1-1

TEL: 072-892-0121 FAX: 072-893-2636